

令和 8 年 (2026 年) 2 月 3 日

姫路市長 清元 秀泰 様

姫路市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小川 一茂

姫路市情報公開条例第 17 条の規定による諮問について(答申)

令和 7 年 10 月 30 日付け創生 1030-01 で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

姫路市長が行った令和 7 年 7 月 29 日付け行政文書部分公開決定（姫企第 2501 号）についての審査請求

答 申

第1 審査会の結論

姫路市長（以下「諮問庁」又は「処分庁」という。）が令和7年7月29日付けで行った部分公開決定（姫企第2501号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 事案の経過

- 1 審査請求人は、令和7年7月15日付けで、「令和4年5月23日、令和7年1月30日 庁内会議（経営会議）中央支所移転の方針決定の議事録」について、姫路市情報公開条例（平成14年姫路市条例第3号。以下「条例」という。）第6条の規定により行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、令和7年7月29日付けで、本件請求に対して、「中央支所の移転方針決定に係る経営会議の会議録（令和4年5月23日及び令和7年1月30日開催分）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を非公開とする本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、令和7年9月8日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件対象文書の内容全ての公開を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述の内容によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

市民の立場として知るべき内容が黒塗りではどのように議論されたのか全く分からず判断できず、非公開理由に該当するか疑問である。

令和7年3月24日の市の説明会での説明が「でたらめ」で結果ありきでしかなく、地元住民は反発しており納得できないのは明確である。

「中央支所の移転整備」にかかる個別実施計画の策定に関する決裁文書を構成する内容に不備がある。決裁文書とはチェック機能を果たすべき位置づけになっているはずだが、全く機能していない。

「姫路市まちづくりと自治の条例」に情報の提供や情報の交換が明記されているが、何が目的でどのようなときに役立つものなのか。事実上職務上の怠慢でしかないことは明確である。

第2回目の市民説明会における、方針について市として検討した際の議事録を示してほしいとする質問への回答が、中央支所の移転方針は経営会議で決定し、その議事録は非公開としている、となっており、責任感が全く感じられず、不十分な説明では理解できない。移転先の駐輪場に駐輪できる確証はなく、自家用車がない人は必然的に徒歩となる。7月～9月の高温下で高齢者が往復約1時間歩くこととなり、熱中症の危険性があることを

確認している。

周辺に住む高齢者に対して真夏に移転先まで歩いて「熱中症になって死ね」（原文ママ）と言っているようなもので許しがたく、移転先の駐輪場が高い確率で利用できないことは把握していたはずにもかかわらず説明しておらず、どのような問題がでてくるのか総合的な分析ができていない。移転先施設の運用の失敗事例を棚上げにしておきながら当該施設に入れ込むのは傲慢な手口でしかない。

特別史跡指定の理解と解釈について認識不足であり、市と市民の共同作業であるはずだが、その足跡、配慮すら見受けられない。跡地が更地のまま長期間放置されるのが落ちであり、住宅街の一角が更地のまま放置されれば困るのは地元住民であるが、市民に対する配慮すら見えず感覚がズレている。

経営会議について、公開・非公開の基準が理解できない。重要事項の決定会議であるだろうが、どのような資料を用意してどのような議論がなされたのか全く見てこないし、会議録がほんの数行程度で会議の体をなしていないようにしか思えない。高齢者の熱中症のリスクについて、どのように会議に盛り込まれたのかもわからず、命に係わる問題があるのにも関わらず非公開にするのはお門違いである。決裁文書（起案者と承認）の在り方の悪質性が見え隠れしているが、地方公務員法や姫路市の条例は何のためにあるのか。

経営会議の中で市民局が作成された資料及び報告内容と議論された内容は全て公開すべきである。何をどのように協議されたのか、知る権利がある。姫路市は高齢者に対してどのような考え方なのか。

(2) 反論書（意見書）

何を根拠に中央支所の解体を決めたのかも明確に示そとせず、特別史跡指定の敷地であることと姫路城保存計画とセットで考察しないといけないが、思慮深さに欠けている。

中央支所等の統廃合の告知を利用者である全市民に説明及びリサーチしないのは、姑息なやり方で、市民軽視であり、条例違反である。

近年の市政は、数々の不正な予算流用をしておきながら職員に対する厳罰もなければ不間に處すという内容はいただけない。

最大の問題定義は経営会議そのものの在り方の問題であり知りたい情報が黒塗りではどうしようもない。総務省に問合せをしたところ、担当者（国の職員）の個人の意見として回答を得たが、想像通りの回答であった。

当該エリアには学校、病院などがあり姫路城保存活用計画という視点に立てば半世紀以上は手が加えられないのは周知の事実となるはずである。

中央支所等を解体ありきで話を進められたのか理解できない。利用方法を検討すれば、移転する必要はなくなる。

近年、姫路市的人口流出が加速度的に進んでいることへの緊張感がないことに憂慮している。人口減少は行政の力と努力でいくらかは回避できると認識しており、このような背景を前向きに捉えれば利用頻度が高い支所が移転先に不便な施設を選択することのメリットは期待できず、統合のテストケースとの位置づけは見込み違いである。

議会答弁において、汗をかかず努力するフリに徹しており、健全な街づくりができるとは思えない。地域等とのコミュニケーション不足は否めず、最大のミスマッチと負の連鎖を生んでいる原因である。

知りたいのは経営会議の内容である。発言そのものに責任さえ持てないようでは健全な

街づくりなどできるはずがない。市民あっての行政そして行政あっての市民でなければならぬが、一方通行では相互関係が機能していないということになる。

(3) 口頭意見陳述

条例第7条第4号により経営会議の議事録が全面的に黒塗りで開示されたが、条例の目的に照らして妥当ではなく、市民の知る権利を大きく損なうものである。

姫路市まちづくりと自治の条例第6条、第22条には「市民の知る権利を尊重し、市政に説明責任を果たすこと」が明記されている。情報公開制度は、市民が行政の意思決定過程を理解し、納得の上で市政に参加する基盤であり、制限する場合には条例の目的との整合性を吟味する必要がある。本件処分は、姫路市の条例、地方公務員法、地方自治法の目的との整合性が議論されたのか、説明責任を果たしたと言えるのか。

条例第7条第4号に「率直な意見の交換」とあるが、姫路市まちづくりと自治の条例第11条及び第12条を遵守せずに成立せず、論理的に破綻している。決定済みの議事録を公開することで、どのように意思決定の中立性が不当に損なわれるのか。「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」という説明も抽象的で曖昧であり、裁判例では、どのようなおそれがあるのかを具体的に示すことを認めている。

決定理由や議論の骨子まで黒塗りにする必要があるのか。説明責任の放棄に等しいのではないか。

中央支所の移転は市民生活に直結する問題である。地方自治法第1条の2に「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とあり、「住民の福祉の増進」とは広範な施策を総合的に展開し、住民の生活の質を高めることを意味し、情報公開も「福祉の一部」である。市民が納得し、安心して暮らすためには、市政の意思決定過程の透明性が不可欠である。議事録を公開しない今まで、市民参加は成り立つか。

次の4項目を強く求める。1. 今回の経営会議議事録の全面黒塗りは条例の目的に反する。2. 条例第7条第4号は既に決定済みの議事録には適用できない。3. 地方自治法第1条の2の条文の理解及び解釈ができているのか。4. 市民参加を保障するために、知る権利を尊重し、特に意思決定プロセスや議論の骨子は情報公開すべきである。

市民の信頼を得るために、透明性を選び取ってもらいたい。

民主主義の基本原理を基準とした上で、地方公共団体の姫路市には地方公務員法、地方自治法、姫路市の条例がある。これらの法律と姫路市の条例との整合性がどうあるべきかを確認し、検証しなければならない。整合性とは、情報やデータ、行動、意見などが一致し、まとまりがあることを示すが、黒塗りが、まとまりがあると言えるのか。

姫路市は、適切な判断が出来ておらず、政策決定プロセスは杜撰で矛盾しており、姫路市の条例と法律との整合性が全く感じられない。姫路市の定める条例を満足に履行せずに、姫路市の定める条例で非公開の黒塗りとするのは辯護が合わず、道義的責任と法令との整合性を検証すべきである。姫路市は、高齢者、障害者、交通弱者は切り捨てるのか。

第4 質問序の説明要旨

1 審理関係者の主張

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、中央支所の移転に関する姫路市の検討及び説明が不十分である点を述べ

た上で、姫路市の重要事項を決定する経営会議の中で報告された内容や議論された内容については、条例第7条第4号の規定に照らしても、全て公開すべきであることから、本件処分を取り消し、本件対象文書の全部を公開することを求めている。

(2) 処分庁の主張

処分庁は、条例第7条第4号の規定に基づき、本件対象文書のうち発言部分については、市内部における審議・検討・協議過程における情報であり、公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とする決定を行ったものである。当該発言部分には、検討中の事項や今後検討すべき内容に関する指示など、決定事項ではない内容が含まれていることから、同号に規定する非公開情報に該当する。

2 争点

本件処分により非公開とされた部分が、条例第7条第4号に規定する非公開情報に該当するか。

3 諒問庁の意見

(1) 本件対象文書・本件処分の内容

経営会議の開催記録には、会議の概要が記載され、その下にテーマごとの決定事項と、<主な発言>として会議における発言内容の要旨及び発言者が記載されている。

本件対象文書は、令和4年5月23日及び令和7年1月30日にそれぞれ開催された経営会議の開催記録のうち、中央支所の整備方針に関する部分であり、本件処分は中央支所の移転方針に関する決定事項を公開し、<主な発言>に記載された部分（以下「本件非公開部分」という。）を非公開とするものである。

(2) 本件対象文書における非公開情報（条例第7条第4号）の該当性

本件非公開部分には、検討中の事項や、今後検討すべき内容に関する指示など、決定事項ではない内容が含まれている。

経営会議の目的を果たすためには、協議の過程で、会議構成員による意思表明及び議論が、何らの制約を受けることなく率直に行われることが必要不可欠であり、その意思決定に不当な影響が及ぶおそれを排除する必要があるが、仮に経営会議における会議構成者の発言内容が公にされるとすれば、会議構成者に対する外部利害関係者からの何らかの圧力・干渉等により、会議構成者の自由かつ率直な意見交換が阻害され、その結果、会議における適正な判断が不当に損なわれるおそれが生じることが予想される。

特に、最終的に採用されるに至らなかった中間的な議論や未成熟な意見等が公開されることにより、無用な誤解や憶測等を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれや、将来の同種の協議における自由かつ率直な意見交換等が妨げられ、その意思決定に不当な影響を与えるおそれがある。

この点、本件非公開部分には、中央支所の移転に関する議論にとどまらず、中央支所以外の出先事務所の適正配置や、そこで取り扱う各種の事務の在り方について議論した内容が記載されており、市として引き続き検討を要する事項が含まれている。

よって、本件非公開部分は、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれのある内容が記録されており、将来の同種の協議に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれもあることから、条例第7条第4号に規定する非公開情報に該当する。

(3) 審査請求人の主張

審査請求人は、他の事案を摘示し、姫路市職員の地方公務員法違反や中央支所の移転に関する姫路市の政策的な判断に対する検討の不十分性などを繰々主張するが、いずれも審査請求人の独自の認識や見解を述べるにとどまり、本件非公開部分が条例第7条第4号に該当するか否かという、本件審査請求の争点に対する判断を左右するものではない。

(4) 質問庁の見解

以上のとおり、本件審査請求には理由がなく、棄却することが相当である。

第5 審査会の判断の理由

1 本件請求について

本件請求は、本件対象文書の公開を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を条例第7条第4号に該当するとして非公開とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件非公開部分の公開を求めており、質問庁は、本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果等を踏まえ、本件非公開部分の非公開情報該当性について検討する。

2 本件非公開部分の非公開情報該当性について

(1) 本件非公開部分について

本件非公開部分は、本件対象文書の＜主な発言＞に記載された発言内容の要旨及び発言者であり、令和4年5月23日の開催記録の2頁目2行目から4行目まで（以下「本件非公開部分1」という。）、令和7年1月30日の開催記録の3頁目1行目から5行目まで（以下「本件非公開部分2」という。）及び同日の開催記録の3頁目6行目から4頁目4行目まで（以下「本件非公開部分3」という。）（行数は、白抜き部分を除いて示す。）である。

(2) 条例第7条第4号について

条例第7条第4号は、非公開情報として次のとおり規定している。

市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(3) 非公開情報該当性について

本件非公開部分1から本件非公開部分3までの条例第7条第4号該当性について、順に検討する。

ア 本件非公開部分1について

本件非公開部分1は、出先事務所の整備方針に関する発言内容の要旨の情報であるところ、中央支所以外の出先事務所の適正配置や、そこで取り扱う各種の事務の在り方という未成熟・未確定な事項にかかる情報であり、公開されると、市民の間に混乱を生じさせるおそれ、及び発言者がその後の発言について過度に慎重となり率直な発言を控える等により、今後予定されている意思決定に不当な影響を与えるおそれがあると認められることから、条例第7条第4号に該当し、非公開とすることは妥当である。

イ 本件非公開部分2について

本件非公開部分2は、中央支所の整備方針に関する発言内容の要旨の情報であるところ、審議途中の、そこで取り扱う各種の事務の在り方という未成熟・未確定な事項にかかる情報であり、公開されると、誤解や憶測又はその後に実際に開催記録の内容と異なる判断・決定がなされることとなった場合、それら決定内容と異なる情報が流布されることになり、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められることから、条例第7条第4号に該当し、非公開とすることは妥当である。

ウ 本件非公開部分3について

本件非公開部分3は、出先事務所の整備方針に関する発言内容の要旨の情報であるところ、審議途中の、中央支所以外の出先事務所の適正配置や、そこで取り扱う各種の事務の在り方という未成熟・未確定な事項にかかる情報であり、公開されると、今後さらに意見の交換がおこなわれる際に、誤解や憶測により不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められることから、条例第7条第4号に該当し、非公開とすることは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書等において、その他種々の主張をしているが、これらはいずれも行政文書の公開・非公開に関する本件処分に対する主張とは認められず、当審査会の調査審議の対象ではないため、これについては判断しない。

4 付言

行政文書公開決定通知書に付記すべき理由としては、公開請求者において、条例第7条各号の非公開情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、非公開の根拠規定及び当該規定に該当する理由を付記することが求められる。しかし、本件処分に係る行政文書部分公開決定通知書は、根拠規定の条文をほぼそのまま引用しているのみであって、当該根拠規定に該当すると判断した具体的な理由が付記されていない。このように、本件処分において付記された理由はそれだけで本件処分を違法と評価しうるものではないが、不十分であるといわざるをえない。処分庁においては、今後の対応において、この点に留意し、審査請求人が了知しうる程度に具体的な理由を記載するよう努めることが望まれる。

第6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審　　査　　の　　経　　過

年月日	審査会	経過
令和7年10月30日	—	諮詢書提出
令和7年11月21日	令和7年度第3回審査会	諮詢説明 審議
令和7年12月19日	令和7年度第4回審査会	審査請求人口頭意見陳述 審議
令和8年1月16日	令和7年度第5回審査会	審議
令和8年2月3日	—	答申